

沼津市文化財保存費等補助金交付要綱

昭和63年3月28日

告示第26号

(趣旨)

第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び沼津市文化財保護条例（昭和51年条例第27号）の規定により指定された文化財（以下「指定文化財」という。）並びに指定文化財以外の重要な文化財で、沼津市内に所在するものの保存と活用をはかり、沼津市民の文化の向上に資するため、当該文化財の保存、活用及び研究等の事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、指定文化財及び指定文化財以外の重要な文化財の保存、活用及び研究等に要する経費とする。

(補助金)

第3条 補助金は、前条の補助対象費の一部を助成するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。